

令和8年6月秋田市議会定例会追加提出案件目次

番 号	件 名
103	秋田市市税条例の一部を改正する件

議案第103号

秋田市市税条例の一部を改正する件

秋田市市税条例の一部を次のように改正する。

令和8年6月26日提出

秋田市長 沼 谷 純

秋田市市税条例の一部を改正する条例

秋田市市税条例（昭和25年秋田市条例第36号）の一部を次のように改正する。

「第3章 目的税

目次中 第1節 入湯税（第123条—第133条） を「第3章 入湯
第2節 事業所税（第134条—第145条）」
税（第123条—第133条）」に改める。

第3条第2項中「次に掲げるもの」を「入湯税」に改め、同項各号を削る。

第12条中「、第127条第3項又は第141条第1項もしくは第2項」を「又は第127条第3項」に改め、同条第2号および第3号中「、第122条の9第1項の申告書又は第141条第1項もしくは第2項」を「又は第122条の9第1項」に改める。

「第3章 目的税」を「第3章 入湯税」に改める。

第3章第1節の節名を削る。

第3章第2節を削る。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の秋田市市税条例の規定は、

令和 8 年 5 月 29 日から適用する。

（経過措置）

- 2 令和 8 年 5 月 29 日の属する事業年度の直前の事業年度分までの法人の事業および同日前に終了した個人に係る課税期間についての個人の事業に対して課する事業所税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法施行令の一部改正（令和 8 年政令第 213 号）に伴い、事業所税を廃止するとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。